

サービス産業統計の整理・統合に係る 検討課題について

「サービス産業動向調査」、「特定サービス産業実態調査」、
「特定サービス産業動態統計調査」の発展的統合について

平成29年2月28日
総務省統計局

統計改革の基本方針(抜粋)

2. 具体的取組

(2) 府省横断的な統計整備の推進

- ① サービス産業の実態把握をより適切に行うため、総務省と経済産業省が所管する統計調査を整理・統合し、調査内容の充実を図る。
- ② 生産面のGDP統計の充実に資するよう、総務省は、産業連関表について、産業・商品ごとの生産・投入構造をより精緻に把握するための手法を検討する。

【生産やサービス産業などの経済活動の基礎統計(資料4別紙)】

1-9. サービス統計全般(体系的整備)【総務省、経済産業省、関連統計作成府省】

対応方針	実施日程
<p>サービス産業をほぼ網羅的に把握するものの費用を把握していない「<u>サービス産業動向調査</u>」と、特定のサービス産業において費用等を把握している「<u>特定サービス産業実態調査</u>」等の関連統計調査の発展的な統合に向けて、次のような観点を含め、検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 付加価値等の構造を把握するために営業費用や内訳等を把握・ 結果公表の早期化・安定化	2019年度からの統合に向け、2018年度までに結論を得る。

サービス産業統計の整理・統合について－検討の方向性(案)－

項目	検討の方向性（案）
統合時期	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 経済センサス - 活動調査の中間年におけるサービス分野の構造統計を早期に整備する必要性及び現行調査の業務委託契約の状況等を勘案し、平成31年度に統合する方向で検討
調査の基本設計	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 経済センサス-活動調査の中間年調査としての役割を踏まえるとともに、これまでの経済センサス-活動調査における実施・集計面のノウハウを活用した効率的な検討を進めるため、基本的な調査設計は、経済センサス-活動調査ベースで検討
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調査は、民間事業者を活用した郵送又はオンラインによる調査として検討 ▶ なお、当面、総務省（統計局）及び経済産業省の共管調査とする方向
調査対象の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調査の位置付けや目的、予算の制約等を踏まえ検討 ※ 年次調査と月次調査では対象範囲が異なる前提で検討
調査・集計事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調査の位置付け、具体的な統計ニーズ、「産業関連統計の体系的整備等に関するWG」における検討内容及び結果精度、報告者負担等を踏まえ検討
結果の集計	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要に応じて結果表章を充実 ▶ 業種レベル（全国値）は、現行の両調査の業種レベル（産業小分類又は一部細分類ベース。なお、地域別は結果精度を踏まえ、取り扱いを検討）

サービス産業統計の整理・統合について—具体的な検討課題(案)—

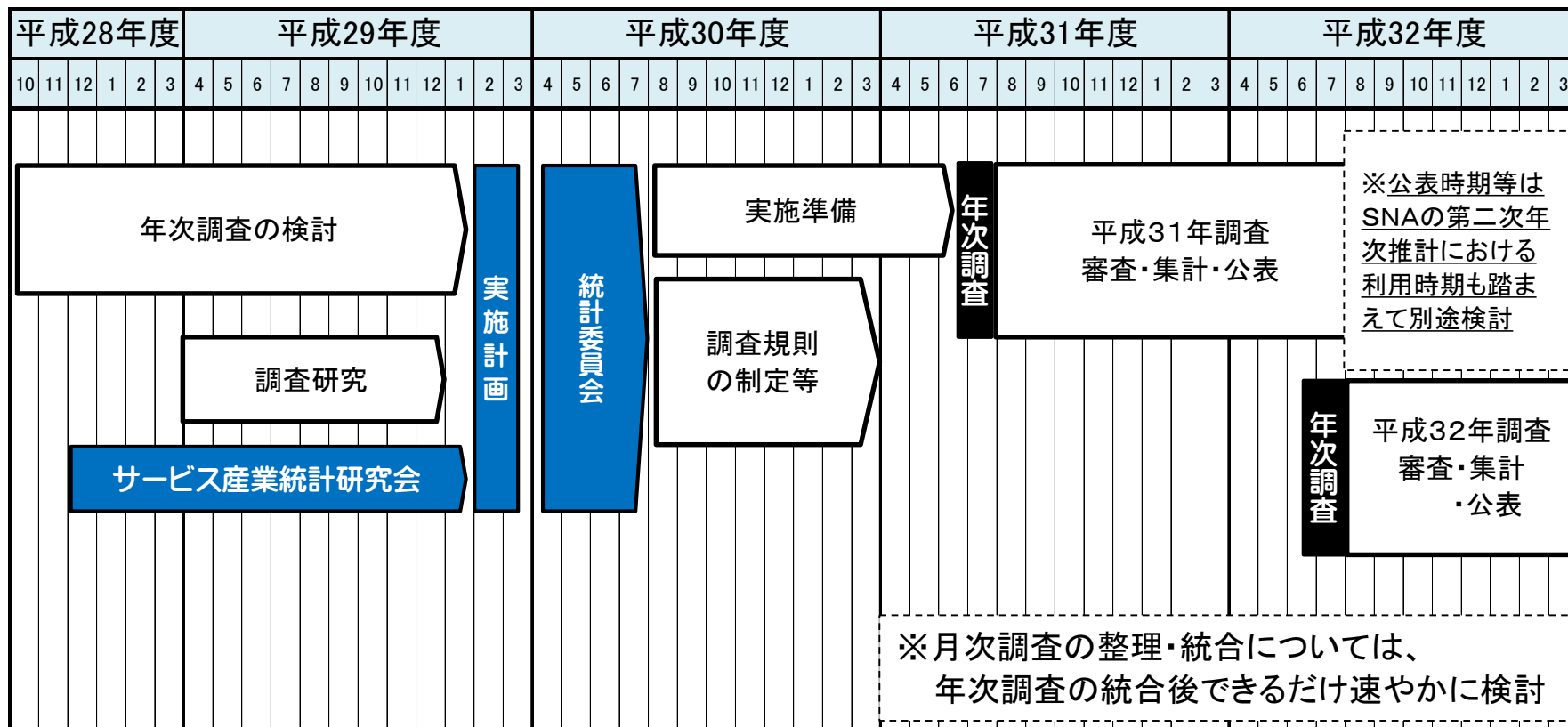
※前回の研究会で提示したもの

- I. 調査対象範囲（「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」等の取扱い）
- II. 行政記録情報の活用
- III. 調査単位（事業所単位で把握する事項、企業単位で把握する事項）
- IV. 標本設計（必要標本数、標本の交替方法等）
- V. 調査事項（費用、設備投資等の産業横断的把握、業種別の詳細事項）
- VI. 調査票の種類・様式
- VII. 集計事項（都道府県別結果の取扱い）

サービス産業統計の整理・統合に係るスケジュール(案)

- サービス産業動向調査（拡大調査）と特定サービス産業実態調査については、下図の流れで整理・統合に関する準備を行い、平成31年度に「サービス産業基本調査（仮称）」（以下、「新調査」という。）として初回調査を実施
- 年次調査の検討課題については、調査対象範囲及び調査事項を優先して検討

「サービス産業基本調査(仮称)」の実施スケジュール

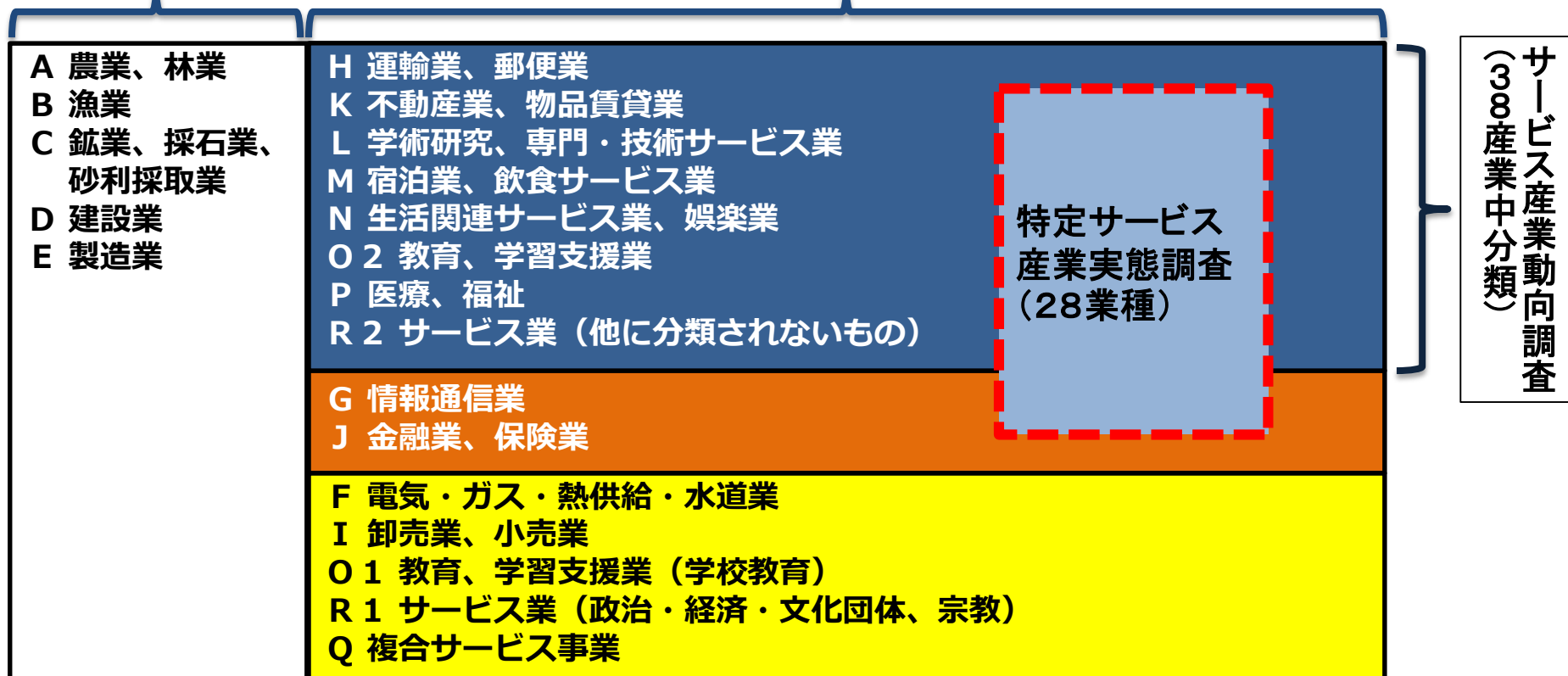


◆ 新統計が対象とする産業・業種の範囲

- 新統計が対象とする産業・業種の範囲は、いわゆる第三次産業の中から、
 - ・ 「卸売業、小売業」のように代替統計（商業統計）がある産業や、
 - ・ 行政記録情報で同程度の調査事項が把握されている産業
 を整理した上、どの産業・業種を対象とするか又は除外するかを検討
- また、調査対象としては除外するが、統計としては公表範囲として含めるか否かについても検討（第三次産業全体の売上高等の公表が可能か否かといった観点）

第一次、二次産業

第三次産業



…サービス動向対象範囲
 …特サビで一部対象
 …両調査の対象外

◆ 個別の産業・業種についての検討の方向性

個別の産業・業種については、例えば、以下の観点で検討

- 「F 電気・ガス・熱供給・水道業」については、代替となり得る行政記録の有無を確認し、新調査への利用可能性を検討
- 「I 卸売業、小売業」については、商業マージン等に重点を置いた年次把握化への検討・方向性を踏まえ、新調査の調査対象範囲からは除外する。
- 「G 情報通信業」については、現行のサービス年次2調査と「情報通信業基本調査」との調査事項・調査対象の重複等の関係整理が必要
- 「J 金融業、保険業」については、他の産業との収支構造の相違をどのように捉えるかなどの観点で、調査対象範囲に含めるべきか否かを検討
- なお、上記産業のうち、他調査で結果が公表されている産業であっても、新統計の結果の一部として表章することで、サービス産業統計としての有用性・利便性が増すことが考えられる場合にあっては、当該産業の結果も含めて公表することが可能か検討

(参考) 特定サービス産業実態調査と情報通信業基本調査(情報通信業関連部分)

	特定サービス産業実態調査	情報通信業基本調査
位置付け	基幹統計調査	一般統計調査
調査周期・期日	毎年・7月1日現在(平成27年調査)	毎年・3月31日
調査対象期間	<u>1月1日から12月31日</u>	<u>決算期</u> (困難なら最寄りの決算期)の数値
日本標準産業分類「G 情報通信業」のうちの調査範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・特サビ実態は一部対象 391 ソフトウェア業 392 情報処理・提供サービス業 401 インターネット附随サービス業 411 映像情報制作・配給業 412 音声情報制作業 413 新聞業 414 出版業 416 映像音声・文字情報制作に附帯するサービス業 	G「情報通信業」に属する企業のうち、中分類ベース6業種 ①電気通信業 ②放送業 ③テレビジョン番組制作業、ラジオ番組制作業 ④インターネット附随サービス業 ⑤情報サービス業 ⑥映像・音声・文字情報制作業(テレビジョン番組制作業、ラジオ番組制作業を除く)
調査対象数	約8,100事業所・企業	約9,000社
標本設計(調査単位)	412は全数、それ以外は標本調査(391~401は事業所、それ以外は企業単位)	①のうち登録電気通信事業者、②のうち民間放送事業者及び③は悉皆。その他は資本金額又は出資金額3,000万円以上の企業を対象(すべて企業単位)
推計	<u>母集団に復元</u>	<u>項目ごとの有効回答値の積み上げ</u>

◆新調査の調査事項の全体イメージ

- 売上高及び費用等に係る調査事項は、経済センサス - 活動調査の調査事項を踏まえつつ、産業共通的な項目を検討
- また、産業特性的な費用項目については、特定サービス産業実態調査の営業費用に係る事項を維持しつつ、それ以外の産業・業種についての費用項目については、生産面のGDP統計の充実に資する観点から検討
- 特定サービス産業実態調査に該当する業種は、原則、現行の調査事項を維持

新調査の調査事項イメージ

◆フェイス事項

サービス産業動向調査(拡大調査)ベース

- ・経営組織及び資本金等の額
- ・事業活動の内容
- ・アクティビティ別の年間売上高
- ・事業従事者数

◆費用項目(産業共通) (9ページ)

経済センサス-活動調査ベース

- ・費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)
 - ・うち売上原価
- ・給与総額、福利厚生費等、個別の費用項目

◆詳細な費用項目 (10、11ページ)

特定サービス産業実態調査等をベース

- ・特定産業に係る費用項目
- ・その他の産業についての詳細な費用項目

◆資産、投資 (22ページ)

経済センサス-活動調査、法人企業統計調査、企業活動基本調査ベース

- ・固定資産(有形、固定資産)
- ・設備投資の有無
 - ・設備投資の取得額

◆費用項目について

- 新調査の費用項目については、経済センサス - 活動調査の調査事項を踏まえつつ、生産面のGDP統計の充実に資するよう、産業ごとの投入構造をより精緻に把握するため、より具体的な費用項目の追加についても検討

経済センサス-活動調査の費用項目

- ・費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)
 - ・うち売上原価
 - ・給与総額
 - ・福利厚生費(退職金を含む)
 - ・動産・不動産賃借料
 - ・減価償却費
 - ・租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)
 - ・外注費
 - ・支払利息等

◆産業別の費用項目について—1—

- 産業別の費用項目（調査票第2面に配置するイメージ）は、特定サービス産業実態調査の営業費用に係る事項を維持しつつ、それ以外の産業・業種についての費用項目については、生産面のGDP統計の充実に資する観点から検討

特定サービス産業実態調査の営業費用—1—

営業費用	業種名称
光熱・水道料	「教養・技能教授業」
講師謝礼、教材作成費	「教養・技能教授業」
警備費	「学習塾」
上映映画料	「映画館」
選手契約料・出演契約料	「興行場・興行団」
食堂・売店(直営)売上原価	「映画館」、「興行場・興行団」、「スポーツ施設提供業」、「公園、遊園地・テーマパーク」
販売手数料	「冠婚葬祭業」
施設管理費	「冠婚葬祭業」、「映画館」、「興行場・興行団」、「スポーツ施設提供業」、「公園、遊園地・テーマパーク」
媒体費	「広告業」
貸与資産原価 リース投資資産原価 資金原価	「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「その他の物品賃貸業」
貸倒引当金繰入額、金融費用	「クレジットカード業、割賦金融業」

◆産業別の費用項目について—2—

特定サービス産業実態調査の営業費用—2—

営業費用	業種名称
印税・原稿料	「出版業」
著作権使用料	「音声情報制作業」
制作費	「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」
広告宣伝費	「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「クレジットカード業、割賦金融業」「冠婚葬祭業」、「映画館」、「興行場・興行団」、「スポーツ施設提供業」、「公園、遊園地・テーマパーク」、「学習塾」、「教養・技能教授業」
国内外別の配給権・版權獲得費	「映像情報制作・配給業」
配収支払費	「映像情報制作・配給業」
外注費国内外別	「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」
賃借料内訳	「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」、「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「冠婚葬祭業」、「映画館」、「興行場・興行団」、「スポーツ施設提供業」、「公園、遊園地・テーマパーク」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「機械修理業（電気機械器具を除く）」、「電気機械器具修理業」

(参考)「サービス産業・非営利団体等投入調査」の費用項目

- 産業連関表作成のための投入調査の一つである、総務省の「サービス産業・非営利団体等投入調査」があり、費用項目について、比較的詳細に調査
- 新調査の費用項目については、当該調査の調査事項も参考に検討

サービス産業・非営利団体等投入調査の費用項目

・総費用(売上原価、販売費及び一般管理費の計)

- ・役員報酬・給与手当
- ・退職金
- ・法定福利費
- ・租税公課
- ・減価償却費
- ・保険料
- ・水道光熱費
- ・通信費
- ・放送受信料
- ・交際費
- ・諸会費・寄付金
- ・旅費・交通費
- ・車両費
- ・修繕費

- ・賃借料
- ・荷造運賃
- ・教育訓練費
- ・研究開発費
 - ・うち外注委託分
- ・図書・印刷費
- ・広告宣伝費
- ・販売手数料
- ・労働者派遣費
- ・委託費・外注費等
(除く労働者派遣費)
- ・仕入・材料費
- ・備品・消耗品費
- ・その他

(参考)「販売費及び一般管理費」の「財務諸表等規則ガイドライン」※での例示事項

※ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について
(平成28年12月金融庁総務企画局)

※ 同ガイドラインは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する留意事項(制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等)を示したもの

財務諸表等規則ガイドライン84における例示

84 規則第84条に規定する販売費及び一般管理費に属する費用とは、会社の販売及び一般管理業務に関して発生した費用例えば販売手数料、荷造費、運搬費、広告宣伝費、見本費、保管費、納入試験費、販売及び一般管理業務に従事する役員、従業員の給料、賃金、手当、賞与、福利厚生費並びに販売及び一般管理部門関係の交際費、旅費、交通費、通信費、光熱費及び消耗品費、租税公課、減価償却費、修繕費、保険料、不動産賃借料及びのれんの償却額をいう。

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
(昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号) (抄)

(販売費及び一般管理費の範囲)

第八十四条 会社の販売及び一般管理業務に関して発生したすべての費用は、販売費及び一般管理費に属するものとする。

◆ 付加価値額の把握について

- 付加価値額の定義は調査により異なり、新調査においてどのような定義の付加価値を把握するかが課題となるが、経済構造統計の中間年調査としての位置付けに鑑み、経済センサス - 活動調査における付加価値額の定義に準拠する方向で検討

【経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)】

付加価値額 = 売上高 - (費用総額(売上原価 + 販売費及び一般管理費))
+ 給与総額 + 租税公課

【法人企業統計(財務省)】

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 + 営業純益

【企業活動基本調査(経済産業省)】

付加価値額 = 営業利益 + 給与総額 + 減価償却費 + 福利厚生費
+ 動産・不動産賃借料 + 租税公課

◆ サービス産業の生産性について

第 I 期基本計画(平成21年3月13日閣議決定)

- 第 I 期基本計画別表において「各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。」とされ、総務省(政策統括官)において「サービスの計測に関する検討会」を開催し、平成21年10月から平成24年8月にかけて、サービスの計測の在り方について検討



サービスの計測に関する検討会報告書(平成24年4月)

- 「今後サービスの質を計測するための指標が作成・確立されていくためには、一次統計等を使って作成する加工統計を視野に入れた技術的な検討が必要であり、今後は、これらの検討について研究者や学会等において積極的に議論され、成果が出されることを期待したい。」
- 「なお、将来、研究者や学会等において、サービスの質の計測について一応の結論が出た時点において、改めてサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測に関し、政府における統計整備の必要性を検討することが適当」

◆ サービス産業の生産性について

生産性は計測が困難な一方、政策的にはサービスの生産性の向上に関する関心は高い。

経済財政改革の基本方針2007(骨太2007)(平成19年6月19日閣議決定)

- 労働生産性の伸びを5年間で5割増にすることを目標に、「サービス革新戦略」が重要課題として明記

産官学の「サービス産業生産性協議会」の設置(2007年)

- 科学的・工学的手法のサービス産業への適用拡大、優良なサービス企業の発掘、サービス産業の人材育成などの生産性向上運動を推進

日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—(平成28年6月2日閣議決定)

- 「我が国のGDPの約7割はサービス産業で占められている。また、地域雇用の大宗もサービス産業で支えられており、国民一人一人が経済成長と地域社会の活力を実感できるようにするためには、サービス産業の生産性の向上が不可欠」
- 「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す」(日本最高戦略2016のKPI)

生産性の測定について(OECDマニュアル^注)より

- OECDの生産性マニュアル（生産性水準の国際比較よりは生産性成長の測定に重点）によると、
 - 一般的に「生産性は投入量の測定値に対する産出量の測定値の比率」と定義されるが、生産性測定の目的と方法は実に多様
 - 測定方法の中で最もよく用いられるのは付加価値ベース労働生産性の単要素生産性、つづいて資本 - 労働MFP

※生産性＝産出÷投入。産出には総産出、売上高、付加価値等のいずれかが該当し、投入には主に労働、資本が該当。

※単要素生産性（SFP）とは、一種類の投入量に対する産出量の比率 ⇔ 多要素生産性（MFP）

【単要素生産性（SFP）】

労働生産性	付加価値の数量指数 ÷ 労働投入の数量指数	<ul style="list-style-type: none"> ・付加価値を生み出すのに労働がいかに生産的に用いられているかを時系列的に示したもの ・総労働時間として測定された労働サービス
資本生産性	付加価値の数量指数 ÷ 資本投入の数量指数	<ul style="list-style-type: none"> ・資本が付加価値を得るのにどのくらい生産的に使用されているかを時系列的に示したもの ・機械稼働時間として測定された資本サービス（一般的には資本ストックに定比例すると仮定）

【多要素生産性（MFP）】 = 全要素生産性（TFP）

資本-労働MFP	付加価値の数量指数 ÷ 労働投入と資本投入を結合させた数量指数	付加価値を生みだすのに労働と資本を結合させていかに生産的に用いられているかを時系列的に示したもの
----------	------------------------------------	--

※労働投入と資本投入を結合させた数量指数

=（異なるタイプの）労働と資本を名目付加価値の合計に占めるそれぞれのシェアでウエイト付けした数量指数

注) Schreyer, Paul (2001) *OECD Productivity Manual: Measurement of Industry-Level and Aggregate Productivity Growth*, Paris: OECD. (邦訳: ポール・シュライヤー著、清水雅彦監訳『OECD生産性測定マニュアル』、慶應義塾大学出版会、2009年。)

◆ 労働投入の測定（OECDマニュアルより）

- 労働は、依然として多くの生産過程への唯一もっとも重要な投入。生産分析では、仮に労働の質の違いを無視すれば、労働投入を労働時間の総計として測定するのが最も適切。（OECDマニュアルより）

労働投入の計測	
産業別労働時間データが利用可能	<ul style="list-style-type: none">・産業別実労働時間＝雇用者数 × 平均実労働時間を測定し、その時系列データから産業別労働投入指数を得る・産業別指数にウエイトを付けるべき（ウエイトは名目報酬合計に占める各産業のシェア）・産業別実労働時間は、とくに細分類産業で入手が難しい
産業別フルタイム換算（FTE）就業者数のみがわかる	<ul style="list-style-type: none">・FTE就業者数を用いることは、労働投入の次善の計測方法
就業者数データのみが利用可	<ul style="list-style-type: none">・労働者数は、労働投入のもっとも望ましくない方法（パートとフルタイムの構成変化も、フルタイム雇用者の平均労働時間の変化も反映されないため）

◆ 資本投入の測定（OECDマニュアルより）

- 資本サービスフローは、通常、直に観察することができないので、製造年ごとの資産を標準的「効率」単位に変換した資産ストックに比例するものと仮定し、近似的に求めざるを得ない。（OECDマニュアルより）

資本投入の計測	
資本サービスデータがすでに利用可	<ul style="list-style-type: none">・資本サービスは資本投入の望ましい測定方法。原則として、資本サービスの時系列データは、生産性測定から統計的に独立して存在することはない。・良好な資本サービス測定には資産タイプ別投資系列が必須。
資本の粗及び純ストックの両方又は片方のみが利用可	<ul style="list-style-type: none">・資本の粗ストックや純ストックは、測定方法としては資本サービス系列よりも明らかに劣る。この二つの測定法は、生産性研究では当たり前のように利用されてきたが、成長に対する資本の寄与度の測定ではバイアスを生じさせやすい。

◆ 多要素生産性の測定（OECDマニュアルより）

- 成長会計アプローチの理論的枠組みは、生産に関する経済理論に基づく
- 総産出を労働と資本、または原材料、サービス、エネルギーのような中間投入物に関連付ける生産関数を想定し、一定の仮定のもとで、以下のような関係式を導出

総産出ベースMFP（多要素生産性）成長率

= 産出の増減率

- 生産の合計額に占める労働のシェア × 時間あたりの労働の成長率
- 生産の合計額に占める資本のシェア × 時間あたりの資本の成長率
- 生産の合計額に占める中間投入のシェア × 時間あたりの中間投入の成長率

※上式は対数表示

※生産の合計額に占める労働・資本・中間投入のシェアは、

「賃金率×労働投入」、「資本の使用者費用×資本投入」及び「中間投入の購入価格×中間投入」それぞれを「算出の価格×総産出」で除したものの

◆ 労働生産性・資本生産性の測定に必要な事項(OECDマニュアルより)

- 生産過程では、労働、資本及び中間財の投入が、一つないし複数の生産物を生産するために結合
- 労働と資本の相違点は、事業者が自分の資本財を使うところにあり、資本財がその所有者自身にサービスを提供する際、市場取引としては一切記録されない
- ある期間において資本ストックが供給するサービス量と資本の使用者費用あるいはレンタル価格の測定は、生産性分析を行う者にとって大きな課題。
(OECDマニュアルより)

		労働投入	資本投入
ストック測定		人的資本	物的資本
投入要素による生産へのサービス	量	総労働時間として測定された労働サービス	機械稼働時間として測定された資本サービス (一般的には資本ストックに定比例すると仮定)
	価格	時間あたり報酬	資本サービス単位あたり使用者費用
	細分化	産業別・労働投入タイプ別	産業別・資本資産タイプ別
要素費用又は要素所得		時間あたり報酬 × 総労働時間	使用者費用 × 生産的資本サービス
集計ウエイト		総報酬に占める産業分類別シェアと労働の質的分類別シェア	資本の使用者費用に占める産業分類別シェア

◆資産、投資項目について

○ 新調査で把握する資産、投資項目については、以下の調査の調査事項を参考に検討

経済センサス-活動調査	法人企業統計調査	企業活動基本調査
<p>◆設備投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資の有無 ・設備投資の取得額 <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産(土地を除く) ・無形固定資産(ソフトウェアのみ) 	<p>◆資産・負債及び純資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動資産(略) ・固定資産 <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産 <ul style="list-style-type: none"> ・土地 ・建設仮勘定 ・その他の有形固定資産 ・無形固定資産 <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアを除く無形固定資産 ・ソフトウェア ・投資その他の資産(略) 	<p>◆資産・負債及び純資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産 <ul style="list-style-type: none"> ・流動資産 <ul style="list-style-type: none"> ・うち、棚卸資産 ・固定資産 <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産 <ul style="list-style-type: none"> ・うち、土地以外 ・無形固定資産 <ul style="list-style-type: none"> ・うち、ソフトウェア ・投資その他の資産 ・繰延資産 ・負債(略) ・純資産(略) <p>◆固定資産の増減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産の当期取得額 <ul style="list-style-type: none"> ・うち、情報化投資 ・無形固定資産の当期取得額 ・有形固定資産の当期除却額 ・無形固定資産の当期減少額

◆ 調査単位、標本設計

- 調査単位、標本設計等の調査事項以外の諸課題については、どのような統計を作成するかとも合わせて、一体的に検討
- 集計事項を含めた集計に関する諸課題については、調査事項等の検討が一定程度進んだ段階で検討を開始する方向

◆ 新調査の実施時期

- 平成31年度に初回調査を実施する新調査は、経済構造統計の中間年調査としての位置付けに鑑み、平成31年度における初回調査は、調査月を6～7月とし、以降の年度においても、経済センサス-活動調査の実施年を除き、毎年6～7月に実施する方向で検討

◆ 当面の検討スケジュール

- 本資料のスケジュールに基づき、平成29年中に調査事項等の調査設計に係る検討を概ね完了させ、平成29年度中に実施計画案を策定